

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

発 行

目 次

ページ

告 示

○家畜伝染病の発生

（畜産課）

一

○保安林の指定

（森林整備課）

一

○保安林の指定の解除の予定

（同）

一

○建設業許可の取消し

（事業管理課）

二

○土地改良区の定款変更の認可

（大河原地方振興事務所）

二

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

（気仙沼地方振興事務所）

二

教育委員会

○職員分限懲戒審査会設置規程の一部を改正する訓令

三

告 示

○宮城県告示第九百七十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十一年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨ―ネ病

二 畜種

牛（ホルスタイン種）

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 一頭

四 発生の場所又は区域

丸森町

五 発生年月日

平成二十一年十月二十一日

六 患畜の取扱

法令級

○宮城県告示第九百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。

平成二十一年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

栗原市一迫字大川口赤坂五八の二、五八の三

二 指定の目的

干害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種を定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間並びに樹種

次のとおりとする。

(一) 次のとおりは、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。()

○宮城県告示第九百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十一年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

- 二 加美郡加美町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第九百七十三号
建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

- 一 許可を取り消した年月日
平成二十一年十月二十日
宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 商号又は名称等

有限会社イ・シ 小野 千枝子	仙台市宮城野区福田町 南一丁目一、三十三	般、十六 第一万七千三 百七号	一部廃業 一般建設業 鋼構造物工業業	平成二十一年 九月二十五日
宇佐美興業 宇佐美 武則	塩竈市佐浦町二、十九 西塩釜レジデンス八十 二号	般、十七 第一万五千九 百八十二号	一部廃業 一般建設業 土木工業業 鋼構造物工業業 ほ装工業業	平成二十一年 九月二十八日
株式会社サキ 東北 昭夫	岩沼市下野郷字新南長 沼一、二	般、十七 第一万二千四 百三十五号	一部廃業 一般建設業 土木工業業 とび、土工工業業 電気工業業	平成二十一年 九月二十五日
有限会社根元鉄 工所 誠一	山元町鷺足字山崎四、 一	般、十七 第一万九百 号	全部廃業 一般建設業 鋼構造物工業業	平成二十一年 九月二十四日
株式会社村田工 務所 秀彦	大崎市古川江合錦町二 丁目六、一	般、特、十九 第二千四百十 五号	一部廃業 特定建設業 造園工業業	平成二十一年 九月二十五日
商号又は名称及 び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建 設 業 許 可 番 号	申請区分及び許可 を取り消した建設 工事の種類	受 付 年 月 日

株式会社リニ アル東海 竹中 潔	仙台市青葉区本町二丁 目一、八	特、十六 第一万七千三 百八十一号	全部廃業 特定建設業 土木工業業 建築工業業 大工工業業 左官工業業 とび、土工工業業 石工業業	平成二十一年 九月二十九日
------------------------	--------------------	-------------------------	---	------------------

Y・K電気 遠藤 幸也	石巻市須江字しらさぎ 台一丁目十二、十八	般、二十 第一万八千三 百八十四号	全部廃業 一般建設業 電気工業業 水道施設工業業 熱絶縁工業業 内装仕上工業業 防排水工業業 塗装工業業 ガラス工業業 板金工業業 しゅんせつ工業業 鉄筋工業業 鋼構造物工業業 鋼骨鉄筋コンクリート工業業 屋根工業業 タイル、れんが、 ブロック工業業 ブイック工業業 鋼構造物工業業 鉄筋工業業 ほ装工業業 とび、土工工業業	平成二十一年 九月二十五日
----------------	-------------------------	-------------------------	---	------------------

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第九百七十四号

川崎町土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、平成二十一年十月二十七日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年十一月四日

宮城県大河原地方振興事務所

所 長 土 井 敏

○宮城県告示第九百七十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、階上大谷土地改良区役員の内任及び退任について、次のとおり届出があつた。

平成二十一年十一月四日

宮城県気仙沼地方振興事務所

一 就任した者
所長 小 泉 保

平成二十一年十月二十二日	堀内勝昭	気仙沼市本吉町後田二二八番地	監事
平成二十一年十月二十二日	畠山 忠	気仙沼市長磯原一〇番地	監事
平成二十一年十月二十二日	佐藤 三千夫	気仙沼市波路上原八一番地	理事
平成二十一年十月二十二日	小野寺 長三郎	気仙沼市長磯七半沢八八番地	理事
平成二十一年十月二十二日	佐藤 孝友	気仙沼市波路上杉ノ下八四番地	理事
平成二十一年十月二十二日	芳賀 源太郎	気仙沼市波路上牧二六番地	理事
平成二十一年十月二十二日	小野寺 匡	気仙沼市長磯浜五六番地	理事
平成二十一年十月二十二日	野村 橋郎	気仙沼市本吉町野々下一〇七番地一	理事
平成二十一年十月二十二日	高橋 秀一	気仙沼市本吉町石川原三〇六番地	理事
平成二十一年十月二十二日	熊谷 俊一	気仙沼市本吉町土樋下九七番地	理事
平成二十一年十月二十二日	小野寺 隆一	気仙沼市本吉町大谷三〇一番地	理事
平成二十一年十月二十二日	小野 武久	気仙沼市本吉町道貫二九番地	理事

二 退任した者

平成二十一年十月二十二日	小野 武久	気仙沼市本吉町道貫二九番地	理事
平成二十一年十月二十二日	小野寺 隆一	気仙沼市本吉町大谷三〇一番地	理事
平成二十一年十月二十二日	熊谷 俊一	気仙沼市本吉町土樋下九七番地	理事

教育委員会

平成二十一年十月二十一日	堀内勝昭	気仙沼市本吉町後田二二八番地	監事
平成二十一年十月二十一日	畠山 忠	気仙沼市長磯原一〇番地	監事
平成二十一年十月二十一日	佐藤 三千夫	気仙沼市波路上原八一番地	理事
平成二十一年十月二十一日	小野寺 長三郎	気仙沼市長磯七半沢八八番地	理事
平成二十一年十月二十一日	佐藤 孝友	気仙沼市波路上杉ノ下八四番地	理事
平成二十一年十月二十一日	芳賀 源太郎	気仙沼市波路上牧二六番地	理事
平成二十一年十月二十一日	小野寺 匡	気仙沼市長磯浜五六番地	理事
平成二十一年十月二十一日	野村 橋郎	気仙沼市本吉町野々下一〇七番地一	理事
平成二十一年十月二十一日	高橋 秀一	気仙沼市本吉町石川原三〇六番地	理事

○宮城県教育委員会訓令甲第五号

職員分限懲戒審査会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年十一月四日

宮城県教育委員会

教育長 小 林 伸 一

職員分限懲戒審査会設置規程の一部を改正する訓令

職員分限懲戒審査会設置規程（平成十七年宮城県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第七十号）第十二条第一項並びに第十四条第一項及び第二項の規定による退職手当の支給制限、同条例第十五条第一項及び第十六条第一項の規定による退職手当の返納並びに同条例第十七条第一項から第五項までの規定による退職手当相当額の納付に関する事項

第二条中「教育次長並びに総務課の課長、教職員課の課長、小中学校人事専門監及び県立学校人事

専門監、義務教育課の課長並びに高校教育課の課長の職にある者」を「教育次長の職にある者、総務課、教職員課、義務教育課及び高校教育課の課長の職にある者、特別支援教育室の室長の職にある者並びに小中学校人事専門監及び県立学校人事専門監の職にある者」に改める。

第五条中「に対し、」の下に「審査会又は次条に定める幹事会の会議への」を加える。

第六条第二項中「総務課の課長補佐（総括担当）（人事管理を担当する者に限る。以下同じ。）及び職員人事班長、教職員課の課長補佐（総括担当）、小中学校人事班長、県立学校人事班長及び服務制度班長、義務教育課の課長補佐（総括担当）並びに高校教育課の課長補佐（総括担当）の職にある者」を「総務課、教職員課、義務教育課及び高校教育課の総括担当を命ぜられた課長補佐（人事管理を担当する者に限る。）の職にある者、特別支援教育室の総括担当を命ぜられた室長補佐（人事管理を担当する者に限る。）並びに総務課の職員人事並びに教職員課の小中学校人事、県立学校人事及び服務制度に関する事務を担当する班の班長を命ぜられた職にある者」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年十一月四日から施行する。